

改正省エネルギー基準は、2012年（平成24年）12月4日に発表になりましたが、正式には2013年（平成25年）1月31日に公布されました。

次世代省エネルギー基準が1999年（平成11年）に出来てから、14年ぶりの大きな改正です。

この基準は、2013年（平成25年）10月1日から施行される予定ですが、経過措置として、2015年（平成27年）4月1日までは、1999年基準（次世代省エネルギー基準）も並行することになりました。

これまでの省エネルギー基準は、1980年（昭和55年）の旧省エネルギー基準に始まり、1992年（平成4年）の新省エネルギー基準、1999年（平成11年）の次世代省エネルギー基準、そして2009年（平成21年）に1990年基準の簡素化があり、そして今回2013年（平成25年）の改正省エネルギー基準です。

今までの省エネルギー基準は、誘導基準だったのですが、今回は2020年の「義務化」の準備という位置付けになります。

2012年に発表された改正省エネルギー基準、低炭素住宅の認定制度、ゼロ・エネ住宅補助金制度は、改正省エネルギー基準をベースとして、認定低炭素住宅は、レベルアップを誘導し、ゼロ・

と、外皮の性能と換気負荷をいっしょにしていることなど、課題がありました。

そこで今回の改正では、外皮平均熱貫流率U値に変更になったわけですが、一方冷房負荷に関しては、H値（夏期日射取得係数）が一般的に用いられていましたが、これも冷房期の平均日射熱取得率（Q値）へと変更になりました。

次に、一次エネルギー基準の仕組みですが、次世代省エネルギー基準+現状の標準的な設備機器レベルで、設計一次エネルギーはそれ以下が求められます。

算定対象となるエネルギー消費量の用途は「暖房」「換気」「照明」「給湯」「家電等」及び「太陽光発電による再生可能エネルギー導入量」です。

このうち「家電等」については、設計時点における、評価が難しいことから、床面積で決まる標準値を用いて算入します。

外皮基準は、現行の次世代省エネルギー基準と同程度の水準を求めます。地域区分ですが、現行の基準ではローマ数字の1〜8地域に分けられていましたが、数字の1〜8地域に変更になりました。

また、夏季の日射取得率（H値）だったものが、改正省エネルギー基準では、平均日射熱取得率（Q値）になりました。

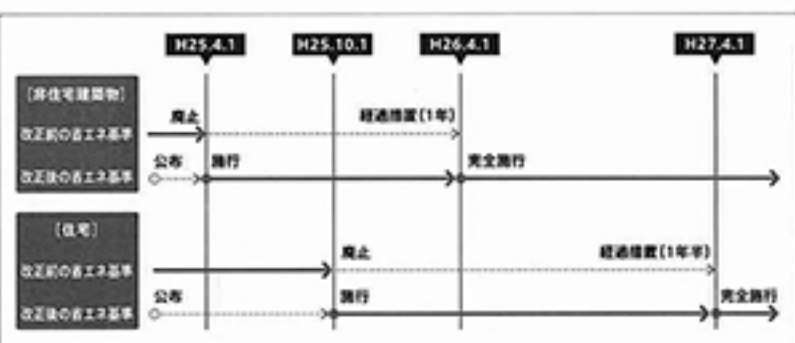
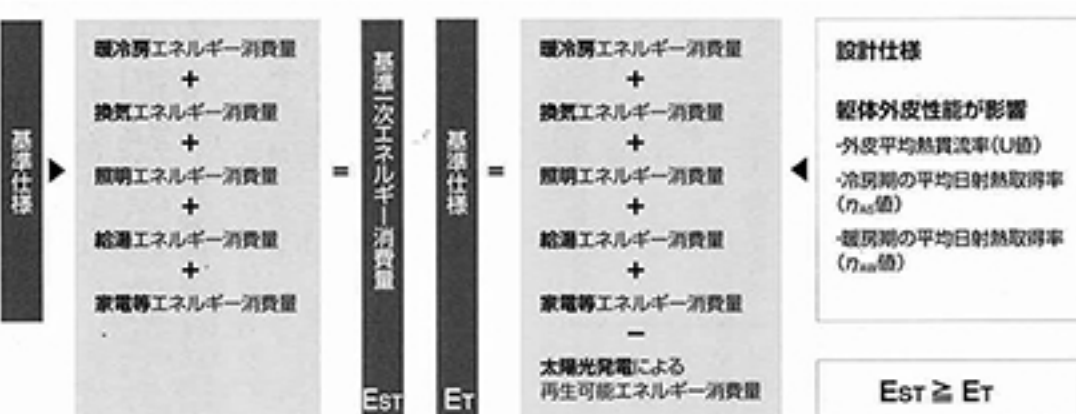
なお、改正省エネルギー基準では、寒冷地（1〜4地域）では、平均日射熱取得率の基準が除外され、8地域は外皮熱

新しい住まいの視座——8

改正省エネルギー基準とは。

U建築計画主宰・一級建築士
PHJ省エネ建築診断士
植田優
Masaru Ueda

うえた まさむ ●1960年生まれ。26年専攻美術大学建築科を卒業。2年設計事務所を開設してまもなく実地住宅の研究を始め、高断熱・高気密住宅を多数手がける。20年、省エネ建築士の実地住宅研究員として、実地住宅マニアル作りに関わる。人と環境を考えた住まい及びエネ・サステナブルデザインを中心に研究を進めている。平成11年度第6回環境・省エネルギー住宅賞「住宅金融公庫総務賞」受賞。香取大学附属専門学校非常勤講師、省エネ大学短期大学部非常勤講師。TEL: 029-654-1133



2009年までの新築住宅の省エネ義務化を視野に改正省エネ基準が公布され、住宅は2013年10月1日から施行されます。現在は低炭素住宅の認定のみに採用されていますが、住宅性能表示制度、長期優良住宅の認定基準についても2013年度中の採用が検討されています。

買流率の基準から除外されました。これは、蒸気地盤断熱が不要、寒冷地を意図すれば、一次エネルギー基準の中で、暖房負荷を増やしてしまうことになりません。

外皮に関する基準は、熱性能に関する基準のほかに、気密性の確保、防湿性能の確保（表面結露の防止及び内部結露の防止）、暖房機器等による室内空気汚染の防止、防湿のための通気経路の確保の配慮が定められており、外皮設計施工に際し、注意が必要です。

今までの、住宅の省エネルギー性能評価はQ値がもっとも一般的に用いられて来て、わかりやすかったのですが、同じQ値でも、地域や開口部の設計によって、エネルギー消費に差がでることが、また小さな建物は、Q値が悪くでしてしまうこと

点を上げてみると、次世代省エネルギー基準では熱損失係数Q値（建物全体での熱損失の合計を床面積で割った値）で判断していたものが、改正省エネルギー基準では、外皮平均熱貫流率U値（換気を除く、建物の熱損失合計を外皮で割った値）そして平均日射熱取得率Q_{ext}値+一次エネルギーの算定という2本立てになりました。

このため、認定低炭素住宅には、ローン減税と、ゼロ・エネ住宅には補助金という、特典が与えられています。

ベースである改正省エネルギー基準、誘導基準である認定低炭素住宅、引き上げのゼロ・エネ住宅の3つで、全体的なレベルアップを図ろうというわけです。

改正省エネルギー基準はベースとして、2020年の義務化を視野に、最低基準とし、低炭素住宅の認定制度は改正省エネルギー基準より10%の省エネをうたっており、ゼロ・エネ住宅は、省エネと創エネでNet-zeroを目指しています。